

Ⅱ 健康推進班

1 健康づくり事業

- (1) 健康増進事業
- (2) 栄養改善事業
- (3) 歯科保健事業

2 結核対策事業

- (1) 結核対策の概要
- (2) 結核の現状
- (3) 接触者健康診断
- (4) 結核対策事業
- (5) 検査の状況
- (6) 感染症診査協議会
- (7) 普及啓発活動
- (8) 結核指定医療機関

3 感染症対策

- (1) 感染症対策の概要
- (2) 感染症届出状況
- (3) 感染症発生動向調査
- (4) HIV/AIDS対策及び性感染症対策
- (5) 予防接種
- (6) ウィルス性肝炎対策
- (7) 麻しん対策
- (8) 風しん対策
- (9) 感染症対策研修会
- (10) 熱中症について
- (11) 令和元年度感染症トピックス

4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

1 健康づくり事業



(1) 健康増進事業

◎法的根拠及び目的

平成12年3月厚生省発健医第115号及び健医第613号で「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」通知が出された。

沖縄県では、平成14年1月に県民の「早世の予防（若くして死亡する県民の減少）」、「健康寿命の延伸（県民の障害のない期間を長くする）」、「生活の質の向上」を目的に「健康おきなわ2010」を策定し県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。平成15年5月健康増進法が公布され健康増進法第8条において県・市町村は、「健康増進計画」を策定することが謳われた。さらに県は、平成20年3月に長寿世界一復活に向けた行動計画としてアクションプラン「健康おきなわ21」へ改定し、県民の行動指針「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定し、県民の健康づくりをより具体的に推進している。

平成24年度には中間評価を行い、国が示した新たな方針に沿った内容で見直し、健康長寿おきなわ復活プランとして「健康おきなわ21（第2次）」を平成26年3月に策定し、平成29年度には計画の進捗状況について中間評価を実施している。

◎南部保健所の取り組み

*「市町村健康増進計画」の策定支援を平成15年まで推進した。

平成16年12月に「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」を設置し、管内関係団体と連携した健康づくりを行い、平成18年12月には「地域・職域連携推進協議会」を開催するなど、地域住民及び職域の勤労者の生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組んできた。

*平成20年5月からは糖尿病の合併症の防止、減少をめざし関係者・関係機関の連携を目的に「南部地区糖尿病連携会議」を開催した。平成22年度から「地域職域連携推進協議会」を「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」に統合し、「健康おきなわ21」の施策を効果的かつ総合的に推進すると共に、管内関係者が連携し地域・職域の継続的な健康づくりを推進している。

*平成22年度は南風原町と共催し「働くあなたと家族の健康づくり」をテーマに、平成23年度は糸満市と共催し「いきいき健康たのしく運動」をテーマに南部地区健康おきなわ21推進大会を開催した。

*平成24年度からは各地区の健康推進大会を廃止し、県全域の広報活動へ変更されたため、保健所では健康展を開催し、共催団体とともに、広く住民へ健康づくりを啓発広報している。

*平成26年3月「健康おきなわ21（第2次）」（健康・長寿おきなわ復活プラン）が発表された。2040年には男女とも長寿日本一復活が目標となっている。

健康を支え守るための社会環境の整備として、「栄養情報提供店」の登録、「禁煙施設」の認定、地域・職域の健康づくり推進のため健康づくり実践優良団体・優良事業所の表彰事業、地域・職域連携事業として健康展を実施している。

◎健康づくり推進事業体系

表1 健康づくり推進事業体系

令和元年度



ア 普及啓発

(ア) 健康づくり関係週間・月間事業

目的：「健康おきなわ21（第2次）」の掲げる目標を達成するため、厚生労働省が主催の週間・月間等の機会を捉え健康づくりに関する正しい知識を啓発し、健康づくりへの取り組みを推進する。

表2 事業実施内容

令和元年度

事業名	週間・月間	事業内容	場所	実績
①禁煙週間 ②歯と口の健康週間 ③食育月間	① 5/31～6/6 ② 6/4～6/10 ③ 6月	①～③ ア パネル展 イ 食品衛生講習会での啓発 ウ ツイッターでの広報 ① エ 安全管理推進大会でのチラシ配布	①～③ ア イオンタウン南城大里、保健所内 イ 保健所内 ウ ツイッター ① エ 浦添市てだこホール	①～③ ア 令和元年5月30日～6月6日、令和元年6月 イ 令和元年6月 ウ 令和元年6月 ① エ 令和元年6月6日
④健康増進普及月間 ⑤食生活改善普及運動 ⑥がん制圧月間(9月)	④～⑥ 9月	ア パネル展 イ 安全衛生大会でのチラシ配布 ウ ツイッターでの広報	ア 運転免許センター・保健所内 イ 産業支援センター ウ ツイッター	ア 令和元年8月30日～9月6日、令和元年9月 イ 令和元年9月6日 ウ 令和元年9月
⑦がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間(10月)	⑦10月	ア パネル展(ポスター展示、リーフレット配布) イ 食品衛生講習会での啓発 ウ ツイッターでの広報	ア 運転免許センター・保健所内 イ 保健所内 ウ ツイッター	ア 令和元年8月30日～9月6日、令和元年9月 イ 健康増進普及月間等と同日実施 ウ 令和元年10月 リ 令和元年10月
⑧全国糖尿病週間	⑧ 11/11～17	ア パネル展(ポスター展示) イ ツイッターでの広報	ア 保健所内 イ ツイッター	ア 令和元年11月11日～11月17日
⑨女性の健康週間	⑨ 3/1～8	ア 食品衛生講習会での啓発	ア 保健所内	ア 令和2年3月

(イ) 受動喫煙対策の普及啓発

目的：「健康増進法の一部を改正する法律(受動喫煙対策)」周知
受動喫煙防止への適切な対応

内容：

- ・第一種施設については、受動喫煙防止対策アンケート調査時に改正法周知を実施。
- ・第二種施設については、食品衛生講習会での講話・チラシ配布。
商工会等を通しチラシ配布、動画DVD作成・配布。
労働基準協会那覇支部が開催している安全管理推進大会(6月)、労働衛生管理推進大会(9月)におけるチラシ・禁煙シール配布。
- ・ホームページ・ツイッター・パネル展等による啓発

(ウ) 受動喫煙対策(健康増進法の一部を改正する法律)に関する相談

目的：健康増進法の一部を改正する法律・受動喫煙対策の周知

相談件数：208件(延件数) 電話195件 来所9件 訪問3件 メール1件

表3 受動喫煙対策(健康増進法の一部を改正する法律)に関する相談

令和元年度

相談種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話	2	9	1	3	4		5	3	5	7	13	143	195
来所						1	2	1		4		1	9
訪問		1										2	3
メール				1									1
計	2	10	1	4	4	1	7	4	5	11	13	146	208

イ 市町村・関係機関への働きかけ

(ア) 市町村情報交換会

目的：市町村が実施する健康増進事業、生活習慣病予防対策及びがん検診等についての取り組み状況や課題を把握し、市町村に応じた支援と情報提供を行う。また、管内の健康づくり等の課題について把握する。

日程：浦添市 令和元年5月29日（水）

南城市 令和元年5月30日（木）

9市町対象に実施予定であったが、2市のみに実施。

他市町については資料提供を実施した。

内容：情報提供及び情報交換(H29-31健康づくり事業・がん検診実施状況、がん検診チェックリスト)、受動喫煙対策

(イ) 市町村健康づくり担当者研修会(南部地区市町村栄養士研修会と合同開催)

目的：各種事業でのターゲットとなる住民への確に情報を伝える方法と、見てもらえる広報媒体の作成におけるポイントを学び、今後の業務に活用することを目的とする。

日時：令和2年1月24日（金） 13:30～16:30

参加者：15名参加

内容：「ターゲットに届く的確な広報手段と作成ポイントについて」

講師：北谷メディア有限会社 代表取締役 末次康博

(ウ) 市町村健康づくりボランティア研修会(食生活改善推進員研修会と合同開催)

目的：食生活改善推進員及び健康づくり推進員、チャーガンジューおきなわ応援団の活動について理解を深めるとともに、次年度から全面施行される改正健康増進法について学び、より一層の活動の推進を図る。

日時：令和元年11月8日（金）14:00～16:00

参加者：39名

（食生活改善推進員19名、チャーガンジューおきなわ応援団12名、市町村事務局担当者8名）

場所：南部保健所 2階大会議室

内容：①活動報告

- ・「チャーガンジューおきなわ応援団の活動状況」南部保健所担当
- ・「食生活改善推進員の活動について」浦添市食生活改善推進員協議会
- ・「健康づくり推進員の活動について」西原町健康支援課

②意見交換

③「タバコの健康影響と受動喫煙防止対策について」南部保健所

(エ) 受動喫煙対策研修会

目的：管内第一種施設(学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等)の施設管理者等が改正健康増進法を理解し、管理権原者としての役割について認識するとともに、適切な受動喫煙防止対策が図られる。

日時：令和元年10月28日(月)14:00～16:00

場所：沖縄小児保健センター 3階ホール

参加者：57施設81名(管内第一種施設の施設管理担当者等)

内容：

- ①報告「南部保健所における受動喫煙防止対策に関するアンケートの結果について」南部保健所担当
- ②講演「改正健康増進法による第一種施設における敷地内と敷地周囲の禁煙の徹底と管理権原者の役割」

講師：大和 浩教授(産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室)

(オ) 市町村の健康づくり事業推進支援

目的：南部管内の健康増進政策を効果的かつ総合的に推進し、地域住民に密着した健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村の健康づくり計画の策定及び評価を支援する。

表4 市町村健康づくり推進協議会への参加状況及び市町村健康増進計画策定状況
令和元年度

市町村名	日程	場所	委員等	健康増進計画(第2次)策定状況
①浦添市健康づくり推進協議会	令和元年7月18日 令和2年2月21日※	浦添市保健相談センター	所長	H25.3
専門部会	令和2年1月16日	浦添市保健相談センター	所長	
②糸満市健康づくり推進協議会	令和元年8月28日	糸満市役所	健康推進班長	H24.3
③豊見城市健康づくり推進協議会	令和元年10月16日	豊見城市役所	所長 管理栄養士	H27.3
④南城市健康づくり推進協議会				H25.3
⑤西原町健康づくり推進協議会	令和元年12月19日 令和2年2月27日※	西原町役場	健康推進班長	H26.3
⑥与那原町				H25.3
⑦八重瀬町健康づくり推進協議会	令和2年2月6日、 2月27日	八重瀬町保健相談センター	管理栄養士	H25.3
⑧南風原町健康づくり推進協議会	令和2年2月26日※	南風原町総合保健福祉防災センター	健康推進班長	H25.3
⑨久米島町				H25.3
⑩渡嘉敷村				R3年度以降
⑪座間味村				策定予定なし
⑫粟国村				H25.3
⑬渡名喜村				策定予定なし
⑭南大東村健康づくり推進協議会	令和元年6月3日	南大東村保健センター	所長	H25.3
⑮北大東村				H27.3

※コロナウイルス感染症対応のため欠席

(カ) 南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

目的：「健康おきなわ21（第2次）」を南部地区において効果的かつ総合的に推進し、健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村健康づくり計画の策定、評価等を支援する。また、地域保健・職域保健の連携を通して、働き盛り世代を中心とした生活習慣病予防対策並びに健康増進を図り、生涯を通じた健康づくりを推進する。

委員：15名（構成：保健医療・職域・市町村・学校・関係団体等）

日時：令和2年1月29日（水）14:00～16:00

参加者：委員10名（欠席5名）

内容：①受動喫煙対策について

②地域・職域で連携した健康づくりについて

(キ) 食品衛生講習会での健康教育（受動喫煙防止・栄養情報提供店等）

毎週水曜日（45回、985名）

ウ 組織・制度など環境整備

(ア) 沖縄県禁煙施設認定推進制度の推進

目的：健康増進法第25条に基づく受動喫煙防止対策を一層推進し、施設の禁煙拡大化を図ることを目的とする。

※健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴い令和元年度で終了。

①禁煙施設の認定

令和元年度は新たに3件認定した。

表5 南部保健所管内沖縄県禁煙施設認定推進制度認定施設一覧

令和元年度

	官公庁施設	学校保育所	医療機関	飲食店	宿泊施設	事業所	その他	計(件)
敷地内禁煙施設	1	1	-	1	-	-	-	3
施設内禁煙施設		-	-	-	-	-	-	-
合計(件)	1	1	0	1	0	0	0	3

②現況確認

平成28年の要綱第7条の改正により、現況調査の実施は2年に1度から3年に1度実施に変更となった。

※制度の令和元年度終了に伴い、現況調査実施なし。

表6 事業開始から現在までの禁煙施設認定状況

平成18年度～令和元年度

	官公庁施設	学校保育所	医療機関	飲食店	宿泊施設	事業所	その他	計(件)
敷地内禁煙施設	15	272	43	1	1	10	15	357
施設内禁煙施設	18	8	63	18	2	31	16	156
合計(件)	33	280	106	19	3	41	31	513

(イ) 第一種施設の受動喫煙防止対策アンケート

目的：管内市町村、児童福祉施設(保育所)、病院・診療所・歯科診療所の受動喫煙防止対策を把握し、今後の受動喫煙防止対策の推進方法の検討に資

することを目的として調査を実施する。

対象：南部保健所管内第一種施設

市町村(15)

病院(28)・診療所(244)・歯科診療所(154)※休診・閉院2施設を除く
沖縄県禁煙施設認定推進制度未認定施設及び施設内完全禁煙認定施設
児童福祉施設(保育所・認定こども園等)(116)、学校(26)

時期：令和元年5月17日(金)～5月31日(金)

内容：市町村(庁舎管理担当部署)

市町村管理第一種施設リスト作成・法改正啓発状況、庁舎受動喫煙対策の現状

病院、診療所、歯科診療所、児童福祉施設(保育所)、学校

法改正認識の状況、受動喫煙対策の現状

結果：回収率79.0%(459/531施設)

改正法の周知が不十分、法施行後の受動喫煙防止対策・特定屋外喫煙場所の設置状況不明との課題を把握し、課題解決対策として、第一種施設への受動喫煙対策研修会を開催した。

(ウ) 喫煙可能室設置にかかる届出

・令和元(2019)年12月から喫煙可能室届出業務開始し、280件の届出があった。

表7 喫煙可能室設置に係る届出件数

令和元年度

月	令和元年	令和2年			合計
	12月	1月	2月	3月	
届出数	2	1	6	271	280

(エ) 南部地区栄養情報提供店普及事業の推進

目的：飲食店との連携により、メニューの栄養成分表示や栄養に関する情報を住民へ提供することで、その情報をもとに外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的とする。

① 栄養情報提供店への登録

令和元年度は新たに3店舗を登録

② 普及啓発

各種月間等におけるパネル展、ツイッター
食品衛生講習会における普及啓発(45回)

表8 南部地区栄養情報提供店登録状況

令和2年3月現在

	施設名	登録年月日	表示タイプ	住所	種別
1	ふみや南風原店	平成25年 3月19日	タイプA	南風原町字宮平251	食堂
2	古民家食堂		タイプA	南風原町字大名260-1	食堂
3	一般財団法人沖縄県健康づくり財団 ラウンジ琉菜	平成25年 10月30日	タイプA	南風原町字宮平212	食堂
4	Café黄果報KUGAFU	平成26年 3月20日	タイプA	南城市玉城字堀川738-1	食堂
5	Trattoria Vento del Sud ※ランチは前日までの要予約 (予約は営業時間内(18:00~22:00)をお願いします)		タイプA	浦添市牧港1-1-12 川村ハウス101	食堂
6	仕出し・オードブル専門店 旬	平成27年 4月13日	タイプA	久米島町字大田541-2	仕出し
7	タルタルーガ	平成27年 6月4日	タイプA	南城市知念字知名131	食堂
8	糸満漁民食堂	平成27年 12月10日	タイプA	糸満市西崎町4-17	食堂
9	なび家 浦添SC店	平成28年 3月8日	タイプA	浦添市字城間4-7-1	食堂
10	いなみね冷し物専門店	平成28年 4月14日	タイプA	糸満市字糸満1486-3	食堂
11	幸城	平成28年 6月3日	タイプA	西原町字兼久138	食堂
12	K'S CAFE	平成29年 4月24日	タイプA	与那原町字与那原550	食堂
13	なび家 南風原SC店	平成29年 12月27日	タイプA	南風原町字宮平264	食堂
14	なび家 パークレーズコート店	平成29年 12月27日	タイプA	浦添市当山2-2-8-3	食堂
15	大戸屋ごはん処 浦添パークレーズコート店	平成30年 3月8日	タイプA	浦添市当山2-2-8-4	食堂
16	大戸屋ごはん処 豊崎店	平成30年 3月8日	タイプA	豊見城市豊崎1番地411	食堂
17	大戸屋ごはん処 イオンタウン武富店	平成30年 3月8日	タイプA	糸満市武富仲間田原194	食堂
18	大戸屋ごはん処 イオンタウン南風原SC店	平成30年 3月8日	タイプA	南風原町字宮平264 イオン南風原店1階	食堂
19	大戸屋ごはん処 津嘉山店	平成30年 3月8日	タイプA	南風原町津嘉山1371-3	食堂
20	Hello! Natural Juice Café	平成30年 6月29日	タイプA	豊見城市豊崎1番地1141-101	食堂
21	ステーキ屋 瓦	平成30年 9月19日	タイプA	西原町翁長594 2E	食堂
22	ヘルシーボックス	平成30年 10月10日	タイプA	浦添市牧港2-42-5 101	弁当
23	トルコロカンタ ケベレッキ	平成30年 12月27日	タイプA	西原町翁長558-1-101	食堂
24	café&Restaurant なんじいJr.	令和2年 2月10日	タイプA	南城市佐敷新里1870 南城市庁舎内1F	食堂
25	スキマALLSTARS	令和2年 2月11日	タイプA	浦添市城間1-3-10 2F	食堂
26	Lean Deli	令和2年 3月4日	タイプA	浦添市宮城5-11-6	弁当

(オ) 南部地区健康づくり推進表彰事業

目的：健康づくり運動を積極的に実践している団体や事業所などを表彰することにより、地域や職域で健康づくりに取り組む体制を整え、健康づくりを推進することを目的とする。

実施主体：南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

表彰の種類：

①健康づくり実践優良団体（市町村からの推薦、自薦による応募）

②健康づくり優良事業所（各事業所からの応募）

審査：南部地区健康おきなわ21推進連絡会議において表彰を決定する。

表彰：同会を代表し、南部保健所長が表彰する。

表彰式：令和2年1月29日(水)15:40～16:00

（南部地区健康おきなわ21推進連絡会議と同日開催）

場所：南部保健所 2階大会議室

表彰基準及び受賞団体

①健康づくり実践優良団体

推薦基準：管内において健康づくり活動を1年以上実践している団体

- ・健診受診率向上に取り組んでいる
- ・健康づくりを推進するためスポーツやサークル活動を実践している。
- ・地域の健康づくりに寄与している。

*上記3項目のいずれかに該当する自治会や団体

自薦応募基準：上記に加えて、県のチャーガンジューおきなわ応援団に登録して、3年以上活動を継続できる団体。

表9 健康づくり実践優良団体表彰状況

令和元年度

	団体名	市町村	自薦・推薦理由
1	与原区 たんぼぼの会	与那原町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康づくりに寄与している <p>地域の高齢者の健康づくりと孤立防止を目的として平成13年からミニデイサービスを実施。区長を中心に民生委員やボランティアが協力し、活動を企画運営している。毎月第3木曜日が活動日で、健康運動指導士による健康体操・転倒予防体操や看護師による健康チェックを行い、参加者が「自分の健康は自分で守る」という意識で健康づくりに取り組んでいる。</p> <p>また、ゲームなどによるゆんたく会などを通して仲間作りを行い、地域で孤立させないように努めている。さらに地域の保育園との交流会なども実施し、地域の健康づくりと交流の場となっている。</p> <p>参加する立場は違うが、個人・地域の生きがいがづくり・健康づくりの場となっている。</p>
2	さわやか卓球 サークル	糸満市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりを推進するためスポーツやサークル活動を1年以上継続して実践している。 <p>沖縄県チャーガンジューおきなわ応援団(H25年登録)</p> <p>毎週水曜日PM1:00～PM3:00まで卓球を行っている。</p> <p>参加人数は18名～22名</p> <p>参加者の年齢は50才代から80才代で男女を問わず交流している。</p> <p>参加者の目的はさまざま、近隣の卓球大会において勝利を旨とする方、健康増進と交流を楽しまれる方等です。</p> <p>サークルを立ち上げて5年余。サークル主催の大会も開催し、近隣の卓球愛好家100名余が参加されました</p>

②健康づくり優良事業所

応募基準：管内において、健康づくりに取り組んでいる事業所

- ・職場健診受診率が85%以上である
- ・禁煙に取り組んでいる
- ・健康づくり活動（ラジオ体操、ウォーキング、健康講話や掲示版設置等で健康情報を発信、体重計や血圧計の設置など）に取り組んでいる

*上記3項目のいずれかに取り組んでいる事業所

表10 健康づくり優良事業所表彰状況

令和元年度

	事業所名	所在市町村	自薦・推薦理由
1	(株)ジーセット メディカル 豊見城薬局	豊見城市	<ul style="list-style-type: none"> ・職場健診の受診率100% ・施設内又は敷地内禁煙を実施している ・健康づくり活動に取り組んでいる 職場で体重測定や血圧測定が出来る 職場に健康に関する掲示版がある 職場からスポーツ施設利用券を発行している (社員全員、スカイスports無料利用) その他の取り組み (バトミントンやマラソンなど、社内愛好会活動が盛んである)

※南部地区健康づくり推進表彰事業については、令和元年度にて終了し、今後は沖縄県健康づくり表彰事業を推進する。

(カ) チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録

目的：県民が「健康づくり活動に参加したい」「健康おきなわ21の行動指針を実行したい」という気持ちを実行し継続していくために、自主的な健康づくり活動を行っている団体がチャーガンジューおきなわ応援団に参加・登録することにより、個人の健康づくりを支援する環境作りを行う。

- ・応援団は年に1回活動状況を報告。県の「健康おきなわ21ホームページ」掲載で県民への周知が図られている。

表11 管内チャージョーおきなわ応援団参加・登録状況

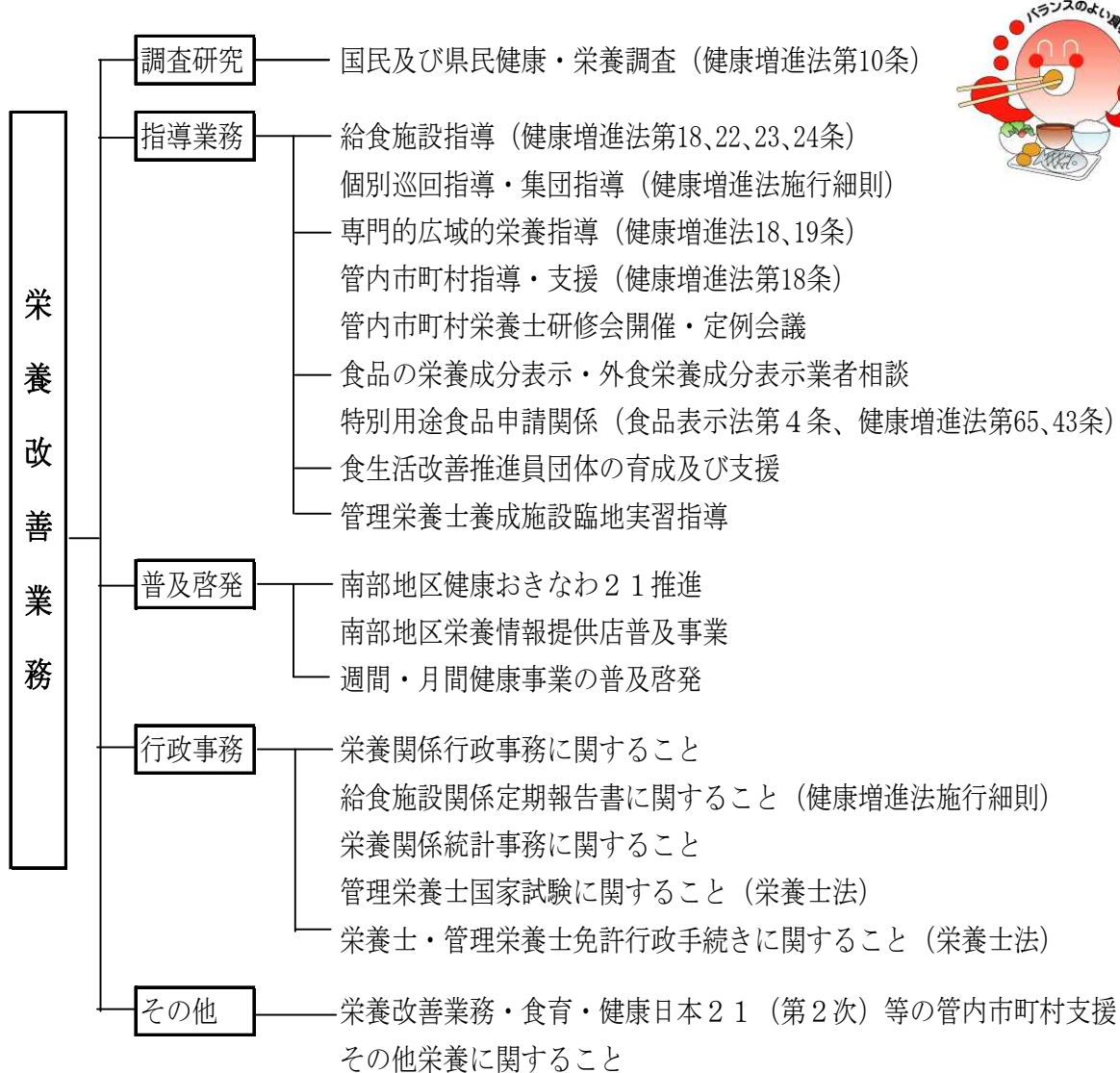
令和元年度

市町村名	活動分野	団体数
浦添市	運動	1
糸満市	運動	3
南城市	全般	2
	食生活	1
	運動	1
西原町	運動	1
与那原町	運動	1
八重瀬町	運動	2
粟国村	運動	1
南大東村	運動	1
合計		14

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康保持増進を図ることを目的として、健康増進法等に基づき「調査研究」「給食施設の栄養管理指導」「食品関連企業の表示に関する指導」など、栄養改善及び健康おきなわ21（第2次）の推進に係る事業を実施している。

栄養改善事業 概要図



ア 調査・研究（国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査）

国民健康・栄養調査は、健康増進法第10条に基づき、国民の栄養摂取状況、身体状況、生活習慣病の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進施策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている。

また、県民健康・栄養調査（昭和57年より5年に1回実施）は、県民の健康づくりの推進を図るための基礎資料として活用することを目的に沖縄県が実施し、本県の健康増進計画「健康おきなわ21（第2次）」の基礎データとなっている。

表12 管内における調査実施概要

調査概要

年 度	区 分	調 査 地 区	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	主な調査内容
平成27年度	国 民	糸満市西崎	15	37	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・血液検査 ・生活習慣調査
平成28年度	国民・県民	浦添市西原①	33	72	
		浦添市西原②	47	90	
		浦添市港川	43	79	
		豊見城市名嘉地①	22	41	
		豊見城市名嘉地②	39	54	
		南風原町宮平 与那原町与那原	31 49	70 60	
平成29年度	実施なし				
平成30年度	国 民	豊見城市我那覇	9	66	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・血液検査 ・生活習慣調査
		糸満市西崎	6	15	
令和元年度	国 民	浦添市伊祖	9	18	

イ 指導業務

(ア) 栄養指導等

健康増進法第18条第1項1号に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導等を実施している。

表13 栄養指導実施状況

令和元年度

個別指導			集団指導 (回/延べ人員)					
母子	栄養・生活習慣 及び健康増進	その他	母子		栄養・健康増進		その他	
0	0	0	0	0	28	595	0	0

(イ) 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法第4条、健康増進法第43条及び第65条に基づき、食品関係企業に対し、栄養成分表示、特別用途食品、健康保持増進効果等の相談及び指導を実施している。

表14 栄養成分表示等指導実施状況

令和元年度

個別指導		集団指導 (研修会等)	
指導件数 (実数)	指導件数 (延件数)	回数	参加数
141	230	1	129

(ウ) 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の設置者に対し、栄養管理等についての指導助言を実施している。

特定給食施設とは、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設に該当しない施設をいう。

表15 給食施設指導

令和元年度

個別指導			集団指導		
特定給食施設		その他の給食施設	回数	延施設数	延人員
1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回50食以上又は1日100食以上			
97	13	72	1	95	155

(エ) 給食施設における管理栄養士・栄養士及び調理師の配置状況

健康増進法第21条第2項では、特定給食施設においては適切な栄養管理の実施のため「栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない」とされているが、自衛隊（配置率33.3%）、児童福祉施設（同33.7%）、寄宿舍（同0%）では管理栄養士及び栄養士の配置率が低くなっている。

表16 管理栄養士・栄養士及び調理師の配置状況

令和元年度

	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設	施設数 合計	栄養士配置状況 (%)	調理師のいる施設		調理師のいない施設数	施設数 合計	調理師配置状況 (%)	
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数				施設数	調理師数				
特定給食施設	学校	8	9	7	7	13	8	13	-	23	100.0	12	113	11	23	52.2
	病院	5	17	18	98	41	-	-	-	23	100.0	22	152	1	23	95.7
	介護老人保健施設	5	12	5	5	6	1	2	-	11	100.0	10	31	1	11	90.9
	老人福祉施設	4	6	8	8	9	-	-	1	13	92.3	12	37	1	13	92.3
	児童福祉施設	10	10	3	4	4	19	21	63	95	33.7	80	156	15	95	84.2
	社会福祉施設	2	4	-	-	-	1	1	-	3	100.0	3	9	-	3	100.0
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.0	1	4	-	1	100.0
	矯正施設	1	1	-	-	-	-	-	1	2	50.0	-	-	2	2	0.0
	自衛隊	-	-	-	-	-	1	1	2	3	33.3	3	11	-	3	100.0
	一般給食センター	1	1	3	4	5	-	-	-	4	100.0	3	14	1	4	75.0
その他	-	-	-	-	-	2	3	-	2	100.0	2	11	-	2	100.0	
計	36	60	44	126	78	32	41	68	180	62.2	148	538	32	180	82.2	
その他の給食施設	学校	-	-	-	-	-	1	1	-	1	100.0	-	-	1	1	0.0
	病院	3	3	3	8	3	-	-	-	6	100.0	5	16	1	6	83.3
	介護老人保健施設	1	1	1	1	1	-	-	-	2	100.0	1	4	1	2	50.0
	老人福祉施設	3	3	1	1	1	3	4	5	12	58.3	9	16	3	12	75.0
	児童福祉施設	6	6	-	-	-	17	17	59	82	28.0	59	92	23	82	72.0
	社会福祉施設	2	3	3	3	3	5	5	2	12	83.3	7	20	5	12	58.3
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	2	2	0.0	1	3	1	2	50.0
	寄宿舍	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.0	1	4	-	1	100.0
	矯正施設	1	1	-	-	-	-	-	1	2	50.0	-	-	2	2	0.0
	自衛隊	1	1	-	-	-	-	-	1	2	50.0	2	8	0	2	100.0
	一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	1	1	1	1	-	-	-	2	100.0	1	1	1	2	50.0	
計	18	19	9	14	9	26	27	71	124	42.7	86	164	38	124	69.4	

ウ 研修会開催状況

管内市町村の栄養改善業務及び健康づくり担当者、地域のボランティア団体等との連携と相互の知識向上を目指し、研修会及び会議を開催している。

表17 研修会開催状況

令和元年度

	日時	研修会等名	場 所	参加人数 (人)
1	令和元年6月14日	給食施設(児童福祉施設等)職員研修会	豊見城市立中央公民館 2階中ホール	158
2	令和元年11月8日	南部地区健康づくりボランティア等研修会 (南部地区食生活改善推進員研修会)	南部保健所 2階大会議室	39
3	令和2年1月24日	南部地区市町村栄養行政担当者研修会 (南部地区市町村健康づくり担当者研修会)	南部保健所 2階大会議室	15

エ 食生活改善推進員

市町村が実施する20時間の養成講座において、栄養の知識、技術等を習得した食生活改善推進員は「ヘルスメイト」の愛称で呼ばれ、地域で食を通した健康づくり活動を実践している。

食生活改善推進員で構成された各市町村の食生活改善推進協議会状況は表18のとおりである。健康推進班では、推進員による食を通した健康づくりの普及啓発及び健康おきなわ21の推進を図ることを目的として、管内食生活改善推進員リーダー研修会を開催することで地区組織の育成を図っている。

表18 管内における食生活改善推進員協議会結成状況

令和元年度

市町村	協議会結成年月日	会員数 (人)	協議会名
浦添市	平成11年5月21日	36	浦添市食生活改善推進員協議会(てだこの会)
糸満市	平成11年1月27日	42	糸満市食生活改善推進員協議会(ひまわりの会)
豊見城市	平成13年12月25日	28	豊見城市食生活改善推進員協議会(ブーゲンビレア会)
南城市	平成18年4月1日	25	南城市食生活改善推進員協議会
西原町	平成17年5月20日	40	西原町食生活改善推進員協議会
北大東村	平成27年6月	7	北大東村食生活改善推進員協議会

オ その他

学生実習(公衆栄養学臨地実習)

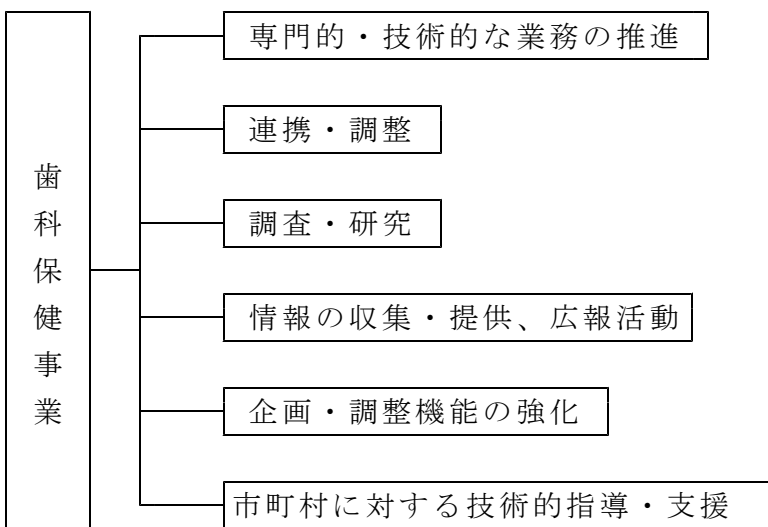
令和元年度は学生の受け入れはなかった。

3) 歯科保健事業

「健康おきなわ21（第2次）」における健康づくりを推進するための4つの基本方針の一つである生活習慣の改善項目として「歯・口腔の健康」が掲げられている。

口腔の健康を保持していくために「8020運動」^{はちまる にいまる}を推奨し、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を増加させることを目指して、ライフステージに沿って歯や口腔の課題解決のためフッ化物応用の普及啓発、歯周病予防、高齢者の歯の喪失防止や口腔ケア等の普及啓発に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）健康増進法（第2章第7条第6号）
 歯科保健業務指針（平成9年3月3日健政第138号）
 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95条）
 沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成31年3月30日）



” お口の健康3点セット
 歯ブラシ・フッ素・フロス”

(1) 専門的・技術的な業務の推進

① フッ化物洗口支援事業

対象：新たにフッ化物洗口を希望する施設及びモデル施設等

実施施設数：4か所（保育園2、学童施設（継続）2）

内容：フッ化物洗口に係る物品の提供等2か所（保育園2、学童施設2）

② 歯科保健研修会（フッ化物洗口拡大）（再掲）

目的：「うまく噛めない」「飲み込めない」といった課題に対する乳幼児期の歯と口の健康について理解を深めるとともにむし歯予防のためのフッ化物応用についても啓発する。

対象：管内給食施設（児童福祉施設）職員

開催日及び参加者数：令和元年6月14日（金）参加者158名

内容：

講演「食べる機能の発達と歯と口の健康について」

講師 健康推進班長（歯科医師）

③ 障がい児（者）等口腔ケア研修会

目的：障がい児（者）が利用する施設職員や家族が実施できる口腔ケアに関する知識や手技への理解を深め実践できることを目的とした。

対象：障がい児（者）施設職員・家族

開催日及び参加者数：令和元年11月29日（金）参加者71名

内容：

講演「発達障害のある方の口腔ケア～実践に必要な知識と手技～」

講師：沖縄県口腔保健医療センター 歯科衛生士

(2) 連携・調整

南部福祉事務所主催「令和元年度南部地区障害者自立支援連絡会議」において、歯科医療機関の情報や南部保健所の取り組み等について情報提供を行った。

(3) 情報の収集・提供、広報活動

① 管内保育所(園)・認定こども園歯科保健状況調査の実施

管内163か所の保育所(園) 認定こども園を対象に歯科保健活動状況についてアンケート調査を実施し、フッ化物洗口施設拡大のための資料として活用した。

回収数157（回収率96.3%）

② イベント等におけるフッ化物洗口啓発の実施

給食施設担当者研修会（令和元年6月14日（金））にて、参加者を対象としたフッ化物洗口体験を実施した。体験参加者数100名

③ パネル展示及び啓発

a 「歯と口の健康週間・禁煙週間・食育月間」（再掲）

イオン南城大里（5月30日～6月6日）

保健所内（5月30日～6月30日）

所内食品衛生講習会での啓発（パンフレット、歯ブラシ配布）

b 「健康増進普及月間」（9月1日～9月29日）

保健所内でのパネル展示を実施。

c 「いい歯の日」（11月8日）

食品衛生講習会での啓発（パンフレット、歯ブラシ配布）

d 公式ツイッターによる情報発信



健康推進班公式ツイッターQRコード

2 結核対策事業

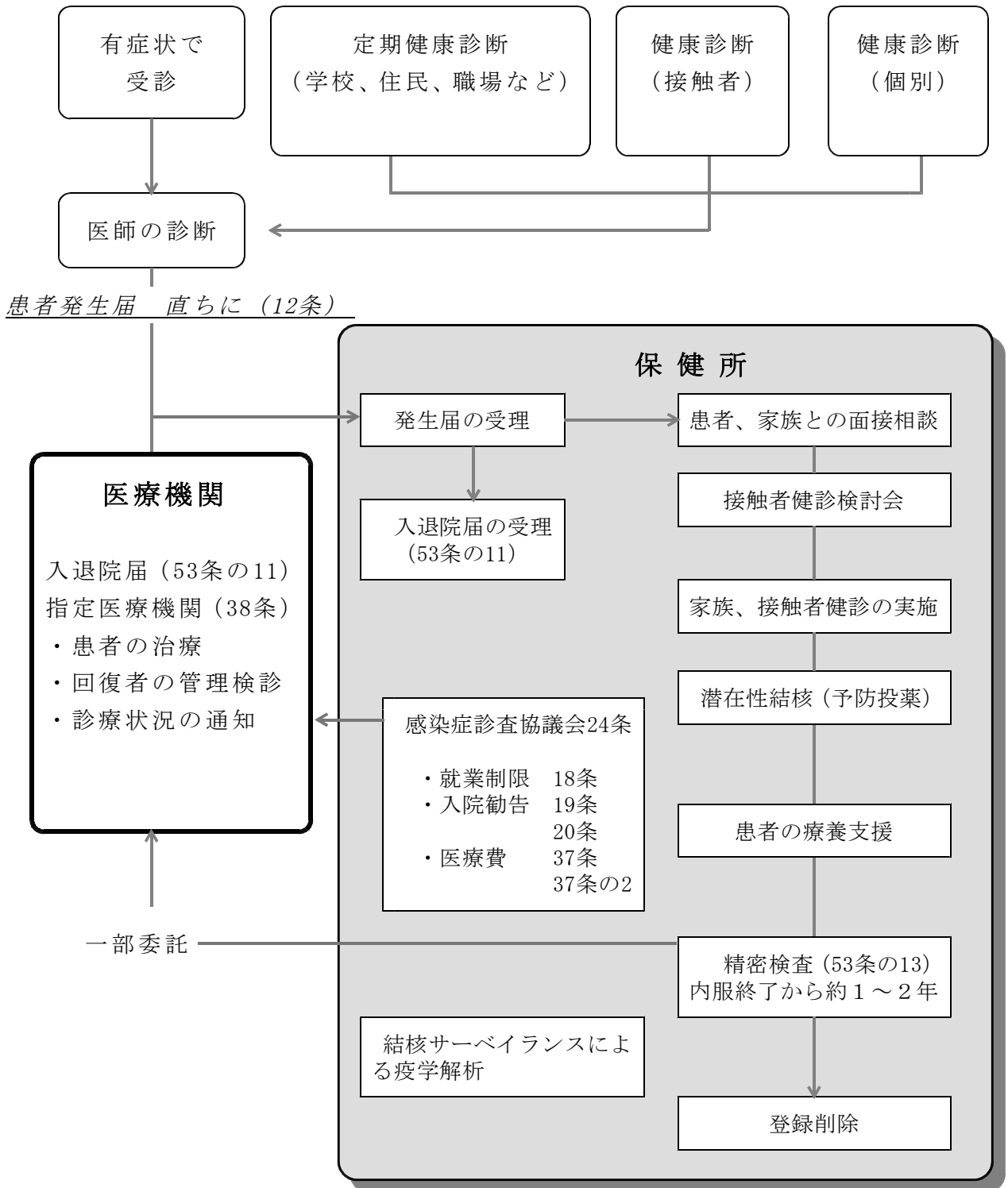
結核対策は、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」に基づき実施されている。

（1）結核対策の概要

ア 感染症法に基づく結核対策

調査	積極的疫学調査 (第15条)	感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため、患者本人、家族、医療関係者等から必要な情報収集を行う。
健康診断	定期 (第53条2～7)	事業所の業務に従事する者についてはその事業者が実施 学生・生徒については学校長が実施 施設（政令で定めるもの）に収容されているものについては施設長が実施 それ以外のいわゆる一般住民については市町村が実施
	接触者等 (第17条)	感染源の追求と被感染者の早期発見を目的に実施。 積極的疫学調査を基に対象を選定し、患者家族、その他の接触者に対して健診を実施。
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	届出基準に基づき、医師による患者の診断後直ちに届出を行う。 病院管理者による入退院時の保健所長への届出。
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防または医療上必要と認められる者に対する家庭訪問、健康教育等。
	精密検査 (管理検診) (第53条の13)	結核登録者のうち結核の予防または医療上必要があると認められるときに精密検査を行う。
感染防止	就業制限 (第18条)	結核のまん延防止のため、必要があると認めるときは、規定業務への従事を制限する。また、感染症指定医療機関への入院勧告・措置を行う。
	入院勧告・措置 (第19条、21条)	
医療	入院患者の医療 (第37条)	入院勧告・措置を実施した場合の入院に係る医療費の公費負担
	結核患者の医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核指定医療機関における結核医療に要した費用の公費負担
予防接種	BCG予防接種 (予防接種法第2条、3条)	結核の発生及びまん延を予防することを目的として、市町村長が実施

イ 結核患者の発見から登録削除まで



- 1 保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 2 患者は治療終了後は回復者として保健所又は指定医療機関で1年～2年間の管理検診を行い、再発のおそれなくなった場合登録から削除される。
- 3 削除後は、自主的に健康管理を行う。(職場健診等)

(2) 結核の現状

前年に比べ登録者数は減少しており、罹患率も県より低くなっている。
医療機関（受診）による発見が多いが、定期健康診断による発見もみられる。

表1 結核新登録者及び罹患率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 罹患率：新登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国	
	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
平成27年	48	11.8	214	15.0	18,280	14.4
平成28年	43	10.5	201	14.0	17,625	13.9
平成29年	55	13.3	226	15.7	16,789	13.2
平成30年	49	11.8	191	13.2	15,590	12.3
令和元年	46	11.0	176	12.1	14,460	11.5

表2 年末時登録者数及び登録率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 登録率：登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国
	年末登録者数	登録率	年末登録者数	登録率	登録率
平成27年	126	30.9	500	35.0	35.3
平成28年	107	26.1	477	33.1	33.3
平成29年	111	26.8	451	31.3	31.3
平成30年	114	27.4	449	31.0	29.4
令和元年	106	25.3	406	27.9	27.4

表3 発見方法別(新登録患者)の年次推移

	総計	健康診断							その他 の集団 検診	医療 機関	そ の 他	登録 中 の 健 診	(別掲) 潜在性 結核感 染症
		個別 健康 診断	定期				接触者健診						
			学 校	住 民	職 場	施 設	家 族	そ の 他					
平成27年	48	6	—	—	3	—	—	2	—	37	—	—	26
平成28年	43	1	1	—	2	—	—	—	—	39	—	—	29
平成29年	55	3	1	2	4	1	4	1	1	38	—	—	27
平成30年	49	1	3	1	3	—	—	1	—	38	1	1	50
令和元年	46	—	1	—	4	—	—	—	—	40	—	1	30

表4 活動性分類(新登録患者)の年次推移

	総数	活動性肺結核						(別掲) 潜在性 結核感 染症
		肺活動性結核					肺外結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹 陽性		その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他		
			初回治療	再治療				
平成27年	48	29	18	—	8	3	19	26
平成28年	43	26	11	1	10	4	17	29
平成29年	55	42	18	1	12	11	13	27
平成30年	49	38	14	—	18	6	11	50
令和元年	46	31	12	1	14	4	15	30

表5 年齢階級別(新登録患者)の年次推移

	総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上
平成27年	48	—	—	—	1	3	5	1	7	6	25
平成28年	43	—	—	—	1	1	1	3	2	7	28
平成29年	55	1	—	—	1	4	6	2	6	6	29
平成30年	49	1	—	—	1	6	4	—	3	5	29
令和元年	46	—	—	—	—	4	1	1	3	6	31

※資料 結核登録者情報システム

(3) 接触者健康診断

接触者健康診断とは、結核患者の接触者で感染のおそれがあるものについて、発病の早期発見と感染源の発見を目的に患者家族及び濃厚接触者等を実施する健康診断である。おおむね患者登録時より2年間実施する。

ア 接触者健診実施状況

表6 接触者健康診断実施状況(同居家族等) 各年末現在

	対象者数	受診者数 (実)	受診率	健診結果(患者発見)			
				発病者 数	率	潜在性結 核感染症 患者数	率
平成27年	146	140	95.9	1	0.7	2	1.4
平成28年	146	136	93.0	—	—	8	5.9
平成29年	157	147	93.6	3	2.0	10	6.8
平成30年	109	99	90.8	1	1.0	2	2.0
令和元年	57	51	89.5	—	—	1	1.9

表7 施設別接触者健康診断実施状況(令和元年新登録患者の接触者) 令和元年末

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (延)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	6	72	72	—	2
精神病院	1	9	9	—	—
福祉施設	—	—	—	—	—
老人施設	1	5	5	—	—
一般職場	—	—	—	—	—
学校	1	1	1	—	—
その他	1	2	2	—	—
計	10	89	89	—	2

表8 施設別接触者健康診断実施状況(前年より継続) 令和元年末

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (延)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	2	7	6	—	—
精神病院	3	7	9	—	—
福祉施設	—	—	—	—	—
老人施設	3	4	3	—	—
一般職場	3	3	3	—	—
学校	—	—	—	—	—
その他	1	1	1	—	—
計	12	22	22	—	—

令和元年は、接触者健康診断から潜在性結核感染症3名の発見があった。

(4) 結核対策事業

1 事業名	地域DOTS体制の推進 －医療機関との連携強化－																																																																																		
2 事業の目的	沖縄県南部保健所では平成17年度より在宅で治療を要する全結核患者に対して地域DOTSを導入し、保健所内でDOTSカンファレンスやコホート検討会を実施している。 新登録患者には高齢者の一人暮らし及び夫婦のみ世帯、近年では、外国人の結核患者も増えてきている。このことから在宅治療結核患者の治療脱落、中断防止のため、治療機関とカンファレンスや情報交換を行い、結核患者の治療成功率の向上を図ることを目的とする。																																																																																		
3 地域の概況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">結核の現状</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> <th>H30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新患者登録数</td> <td>76</td> <td>48</td> <td>43</td> <td>55</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>患者 罹患率</td> <td>18.8</td> <td>11.8</td> <td>10.5</td> <td>13.3</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>年末時活動性結核有病率</td> <td>12.6</td> <td>8.6</td> <td>7.6</td> <td>8.7</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>塗抹陽性肺結核罹患率</td> <td>8.4</td> <td>4.4</td> <td>2.9</td> <td>4.6</td> <td>3.34</td> </tr> <tr> <td>平均全結核 治療期間(日数)</td> <td>272</td> <td>227</td> <td>274</td> <td>213</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>平均肺結核 入院期間(日数)</td> <td>46.0</td> <td>43.50</td> <td>42.0</td> <td>78.0</td> <td>51.0</td> </tr> <tr> <td>登録者の65歳以上者 割合</td> <td>68.42</td> <td>64.6</td> <td>76.6</td> <td>58.2</td> <td>67.35</td> </tr> <tr> <td>登録中外国人出生者割合</td> <td>10.5</td> <td>10.4</td> <td>0.0</td> <td>10.9</td> <td>18.37</td> </tr> <tr> <td>登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率</td> <td>42.11</td> <td>51.52</td> <td>55.56</td> <td>45.45</td> <td>77.78</td> </tr> <tr> <td>治療中死亡割合</td> <td>21.05</td> <td>27.72</td> <td>22.22</td> <td>36.36</td> <td>16.67</td> </tr> <tr> <td>治療失敗脱落中断割合</td> <td>5.26</td> <td>6.06</td> <td>5.56</td> <td>9.09</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：NESID、結核の統計 結核管理図</p>					結核の現状							H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	新患者登録数	76	48	43	55	49	患者 罹患率	18.8	11.8	10.5	13.3	11.7	年末時活動性結核有病率	12.6	8.6	7.6	8.7	6.9	塗抹陽性肺結核罹患率	8.4	4.4	2.9	4.6	3.34	平均全結核 治療期間(日数)	272	227	274	213	274	平均肺結核 入院期間(日数)	46.0	43.50	42.0	78.0	51.0	登録者の65歳以上者 割合	68.42	64.6	76.6	58.2	67.35	登録中外国人出生者割合	10.5	10.4	0.0	10.9	18.37	登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率	42.11	51.52	55.56	45.45	77.78	治療中死亡割合	21.05	27.72	22.22	36.36	16.67	治療失敗脱落中断割合	5.26	6.06	5.56	9.09	0.00
結核の現状																																																																																			
	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年																																																																														
新患者登録数	76	48	43	55	49																																																																														
患者 罹患率	18.8	11.8	10.5	13.3	11.7																																																																														
年末時活動性結核有病率	12.6	8.6	7.6	8.7	6.9																																																																														
塗抹陽性肺結核罹患率	8.4	4.4	2.9	4.6	3.34																																																																														
平均全結核 治療期間(日数)	272	227	274	213	274																																																																														
平均肺結核 入院期間(日数)	46.0	43.50	42.0	78.0	51.0																																																																														
登録者の65歳以上者 割合	68.42	64.6	76.6	58.2	67.35																																																																														
登録中外国人出生者割合	10.5	10.4	0.0	10.9	18.37																																																																														
登録喀痰塗抹陽性患者 治療成功率	42.11	51.52	55.56	45.45	77.78																																																																														
治療中死亡割合	21.05	27.72	22.22	36.36	16.67																																																																														
治療失敗脱落中断割合	5.26	6.06	5.56	9.09	0.00																																																																														
4 実施時期	令和元年度																																																																																		
5 実施期間	平成31年4月～令和2年3月																																																																																		
6 実施対象者 規模	1 南部保健所管内における服薬中の全患者：131名 2 患者発生した施設への結核研修会：令和元年度開催なし																																																																																		
7 事業内容	1 地域DOTSの実施 1) 所内DOTS・コホート検討会の開催（11回/年） 2) 退院前調整会議：随時、医療機関との調整・DOTS調整 3) 薬局DOTSの実施 7件 実施 4) DOTSの実施 訪問 延 310件 電話 延 1,221件 来所 延 14件																																																																																		

7 事業内容	<p>2 その他の研修会</p> <p>1) 結核の届出があった医療機関、施設、外国人受入事業所等で積極的疫学調査や接触者健診を実施する中で、結核に関する知識、マニュアル等の情報提供を実施</p>
8 本事業を実施したことにより期待される効果	<p>1 患者に応じた地域 DOTS を行うことで治療を完了させることができる。</p> <p>2 関係機関との連携を図ることで、各々の役割を確認することができ、地域 DOTS を推進することができる。</p>

(5) 検査の状況

ア X線撮影

表9 胸部X直接撮影件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
管理検診	56	54	43	45	43
接触者健診	159	139	92	58	44
合計	215	193	135	103	87

※管理検診：結核治療終了後、その経過を見ている者。

接触者健診：結核患者との接触者。

イ 血液検査、喀痰検査

表10 月別検査件数 [令和元年度]

単位：件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
喀	塗抹	3	-	4	-	3	3	3	-	-	-	3	-	19
	培養	3	-	4	-	3	3	3	-	-	-	3	-	19
痰	同定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
QFT検査(管内) ※1		3	0	9	19	2	12	14	4	43	7	6	33	152
QFT検査(管外) ※2		80	16	0	0	0	7	6	4	5	13	38	32	201
検査件数合計		89	16	17	19	8	25	26	8	48	20	51	65	392

※1 6～8月は管内のQFT検査を外部検査機関に委託した。

※2 県立4保健所（北部、中部、宮古、八重山）からQFT検査を受託している。

（4～5月:検査受託、9～11月:中部保健所のみ検査受託、12月～3月:検査受託）

表11 年度別検査件数

単位：件数

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
喀	塗抹	3	6	6	3	9	9	25	14	-	19
	培養	3	6	6	3	9	9	25	14	-	19
痰	同定	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1
QFT検査(管内)		42	135	55	237	388	271	535	300	115	152
QFT検査(管外)		-	144	745	419	478	436	396	200	547	201
検査件数合計		48	291	812	662	884	725	982	530	662	392

※1 平成23年度1月から南部保健所検査室にてQFT検査を開始。

※2 平成25年度5～6月はQFT採血管の不具合により外部検査機関に検査委託（管内22件、T-SPOT検査）。

※3 令和元年度6～8月は外部検査機関にQFT検査を委託（管内30件）。

9～11月は管外のうち中部保健所のQFT検査のみ受託し、12～3月は県立4保健所のQFT検査を受託。

(6) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条により設置され、委員6名は感染症指定医療機関の医師、感染症患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)、法律に関し学識経験を有する者並びに法律以外の学識経験者で、委員の過半数は医師であり、県知事が任命する。感染症法第18条の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに第20条第4項の入院の延長、第37条の2申請に関する必要な事項を審議し、また保健所が実施する結核対策事業に関する意見を行う。原則毎月第2、第4木曜日に開催し、令和元年の開催回数は24回であった。

表12 診査状況(延べ件数)

令和 元年

	諮問	承認	保留	不承認
法37条(入院勧告(措置)患者医療費)	32	32	0	0
法37条の2(外来治療等結核患者医療費)	152	143	7	2

表13 委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	原永 修作	国立大学法人琉球大学医学部附属病院 医師
委員	佐藤 陽子	社会医療法人友愛会健康管理センター 医師
委員	名嘉村 敬	社会医療法人仁愛会浦添総合病院 医師
委員	和氣 亨	県立南部医療センター・こども医療センター 医師
委員	辺土名清子	那覇人権擁護委員協議会 人権擁護委員
委員	亀島 宏美	あい法律事務所 弁護士

(7) 普及啓発活動

国では、国民の結核に関する正しい知識を深め、結核対策の推進を図るため9月24日から30日を結核予防週間と定めている。

南部保健所では、結核予防週間の周知活動として、管内社会福祉施設48か所、管内大学・専門学校等13か所、管内日本語学校・外国人技能実習生受入機関4か所へポスター配布及び掲示依頼を行った。イオン南風原店の協力を得て、同店舗1階広場において令和元年9月24日から9月30日の間、のぼり、パネル及びポスター、資料を設置し、リーフレットや結核予防メッセージ入りマスク、塗り絵を配布した。

所内では令和元年9月24日から9月30日の間、保健所前フェンスに横断幕の掲示、また、所内ロビーにてポスター掲示、リーフレット等配置した。

(8) 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、結核の公費負担医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣、または県知事が開設者の指定申請を得て指定する。

管内の指定医療機関は次のとおりである。

表14 管内指定医療機関 [令和元年度末現在]

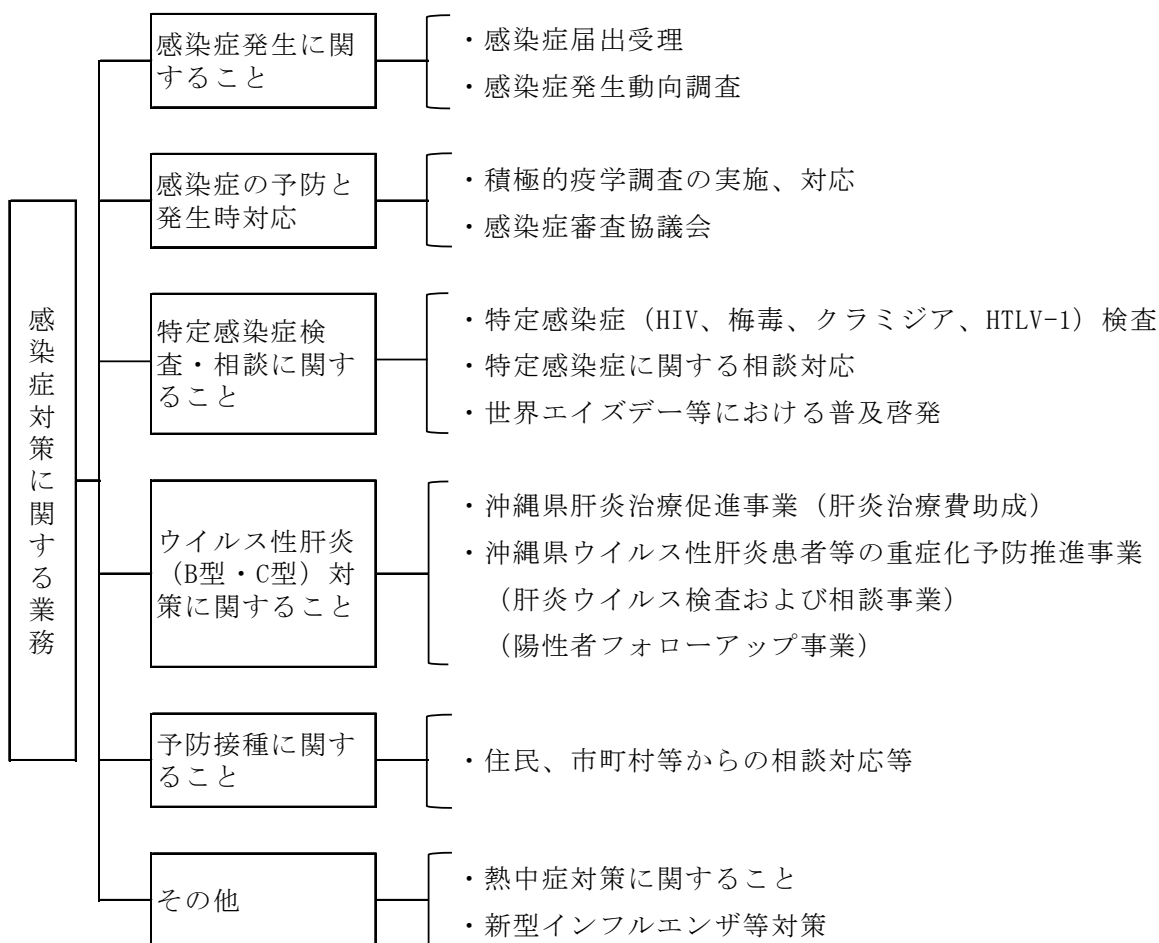
医療機関	薬局	計
82	131	213

3 感染症対策

(1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症発生時には疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発を行っている。

また、平常時から感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生及びまん延防止のための研修会を開催している。



(2) 感染症届出状況

感染症法の対象とする感染症は1～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症に類型化されている。保健所は医師から感染症発生の届け出を受理すると、感染源及び感染経路解明のための調査を行い、二次感染防止のための対策を講じている。対応が遅れると、感染拡大や集団発生を招く恐れがあるため、迅速な対応が必要となる。具体的には、対人措置として、健康診断、就業制限及び入院勧告が、その他の措置として消毒や生活用水の使用制限など、8つの措置があり感染症類型によって対応が異なる。なお、管内の感染症届出状況（全数把握）は表1のとおりである。

表1 感染症届出状況（全数把握）の推移（南部保健所管内）

疾病		年度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2類	結核※	—	—	—	—	—
3類	細菌性赤痢	—	—	—	—	1
	腸チフス	—	1	—	—	—
	腸管出血性大腸菌感染症	17	4	3	11	2
	（O-26）	(3)	—	—	(2)	—
	（O-91）	—	(1)	0	(2)	—
	（O-103）	—	—	—	—	—
	（O-111）	—	(1)	0	(1)	—
	（O-121）	(12)	—	—	—	—
	（O-128）	—	—	(1)	—	—
	（O-157）	(2)	(2)	(1)	(5)	(2)
（O-115）	—	—	—	(1)	—	
（O型別不明）	—	—	(1)	—	—	
4類	E型肝炎	—	1	2	—	—
	A型肝炎	2	1	5	4	1
	デング熱	2	1	1	—	3
	マラリア	—	—	1	—	—
	レジオネラ症	4	4	6	3	5
	レプトスピラ症	3	4	1	—	1
	アメーバ赤痢	3	1	2	3	2
5類	ウイルス性肝炎	3	4	4	2	1
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5	12	11	7	6
	急性脳炎	2	11	13	6	7
	クリプトスポリジウム症	1	—	—	—	—
	クロイツフェルト・ヤコブ病	—	2	—	—	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	2	4	6	6
	後天性免疫不全症候群	19	7	13	12	11
	ジアルジア症	—	2	1	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	2	6	8	5
	侵襲性髄膜炎菌感染症	2	1	—	—	—
	侵襲性肺炎球菌感染症	13	17	26	22	26
	梅毒	10	23	22	34	14
	播種性クリプトコックス症	1	1	1	—	1
	破傷風	1	—	—	—	—
	バンコマイシン耐性腸球菌	7	2	1	2	—
	風しん	1	1	1	6	—
	麻疹	—	—	4	21	1
	百日咳	—	—	1	10	10
	急性弛緩性麻痺	—	—	—	1	—
	水痘（入院例）	—	—	—	1	—
指定感染症／新型コロナウイルス感染症	—	—	—	—	6	
合計		100	104	129	160	112

※結核については結核の頁を参照

結核については結核の頁を参照

資料：感染症発生動向調査

（3）感染症発生動向調査

感染症法に基づく感染症発生動向調査は1～4類感染症は随時、5類感染症は週単位（一部月単位）で情報収集・分析・情報提供することにより、その流行の予測と予防対策に役立てようとするもので、厚生労働省とのオンラインシステムにより実施している事業である。

なお、平成25年4月1日に那覇市保健所が設置されたことにより、南部保健所管轄が変更（7市町→15市町村）となり、南部管内の定点医療機関として、インフルエンザ14定点、小児科8定点、眼科3定点、基幹1定点、STD（性感染症）4定点（平成25年4月1日現在）から情報を収集・解析し、定点医療機関、管内市町村等へ還元している。令和元年度の管内の5類（定点把握）感染症報告状況は表2のとおりである。

表2 南部保健所管内における5類（定点把握）感染症報告状況

令和元年度（平成31年第14週～令和2年第13週）

単位：件

疾病名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2.1月	2月	3月	合計
インフルエンザ(報告数)	255	400	407	599	926	2,581	909	169	456	1,433	614	83	8,832
咽頭結膜熱(報告数)	27	26	48	76	49	40	37	27	27	27	18	30	432
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎(報告数)	93	71	32	50	23	29	66	57	93	192	95	52	853
感染性胃腸炎(報告数)	85	164	120	75	49	49	59	45	63	82	104	80	975
水痘(報告数)	8	15	7	19	16	7	17	19	20	29	31	11	199
手足口病(報告数)	29	48	28	89	167	57	22	11	9	5	1	1	467
伝染性紅斑(報告数)	39	24	18	11	14	14	14	9	8	5	3	1	160
突発性発疹(報告数)	17	21	11	14	19	12	7	8	8	14	9	10	150
ヘルパンギーナ(報告数)	8	28	37	32	17	5	14	11	15	4	6	17	194
流行性耳下腺炎(報告数)	5	4	6	4	4	1	5	6	4	3	4	1	47
急性出血性結膜炎(報告数)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
流行性角結膜炎(報告数)	34	18	30	81	56	48	24	24	24	11	23	13	386
細菌性髄膜炎(報告数)	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	4	0	9
無菌性髄膜炎(報告数)	0	2	1	2	2	0	1	0	2	0	0	0	10
マイコプラズマ肺炎(報告数)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
クラミジア肺炎(報告数)	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
RSウイルス感染症(報告数)	13	27	133	436	63	8	2	1	0	0	2	0	0
感染性胃腸炎(ロタウイルス)(報告数)	2	1	0	1	0	0	0	0	0	2	4	2	12

資料：感染症発生動向調査

(4) HIV/AIDS対策及び性感染症対策

ア HIV等性感染症検査・相談の実施

保健所では、昭和62年からHIV抗体検査・相談を匿名・無料で実施している。また、その他の性感染症の相談対応、クラミジア、梅毒の検査についても対応しており、必要に応じ医療機関を紹介している。

イ HIV普及啓発事業

HIV検査普及週間、世界エイズデーには臨時の検査及び相談の機会を設け、検査機会の拡充を図っている。

表3 沖縄県のHIV感染者・エイズ患者届出件数 単位：件

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
県全数	27	22	31	20	19
南部保健所	0	1	4	0	0

表4 令和元年度HIV・性感染症検査実施状況(月別)

単位：件

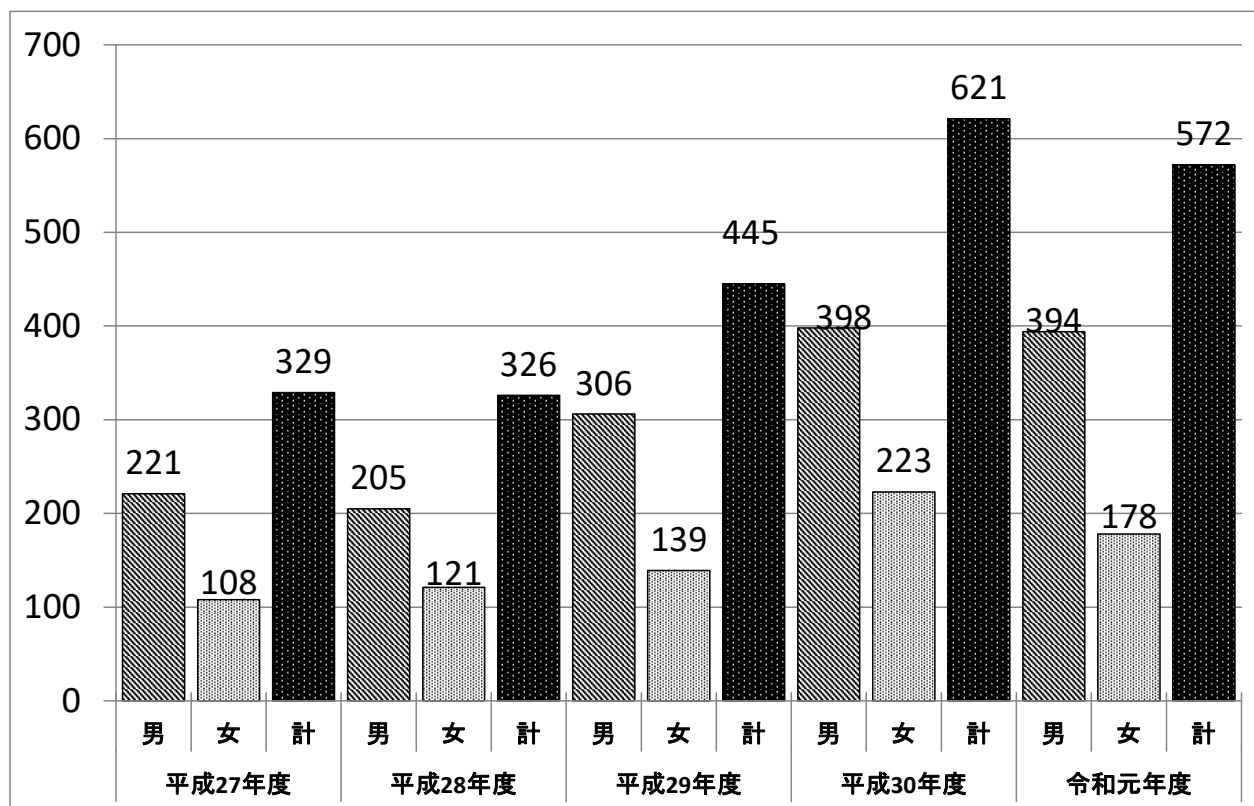
令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
HIV 抗原抗体	男	45	42	33	32	38	39	34	38	49	43	1	0	394
	女	14	24	13	29	10	24	19	13	16	15	1	0	178
梅毒	57	66	46	61	47	63	53	49	63	57	2	0	564	
クラミジア	47	54	42	51	41	57	45	40	55	48	2	0	482	
検査延べ数	163	186	134	173	136	183	151	140	183	163	6	0	1,618	

表5 南部保健所年度別HIV・性感染症検査実施状況

単位：件

年度	性別	HIV抗体検査	梅毒検査	クラミジア検査	
平成27年度	男	221	154	137	○毎週火、木(午前)に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	108	85	64	
	計	329	239	201	
平成28年度	男	205	153	115	○毎週火、木(午前)に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	121	90	72	
	計	326	243	187	
平成29年度	男	306	298	237	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	139	136	112	
	計	445	434	349	
平成30年度	男	398	396	329	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年4回実施
	女	223	222	166	
	計	621	618	495	
令和元年度	男	394	388	338	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年3回実施
	女	178	176	144	
	計	572	564	482	

図1 年度別 HIV 検査実績



※平成18年度から6月を「H I V 検査普及週間」を創設。12月1日は「世界エイズデー」。

(5) 予防接種

本事業は、予防接種に関する正しい知識の普及、接種率の向上を目指し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止することを目的としている。県保健所は予防接種法第5条第1項に基づき市町村に対して定期予防接種について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

また、住民や市町村の問い合わせへの対応、管内市町村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告、市町村が開催する予防接種健康被害調査委員会に所長が委員として出席している。

(6) ウイルス性肝炎対策

ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的に実施している。

(ア) 肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成24年度から未受検者を対象HBs抗原検査、HCV抗体の無料検査を実施している。陽性者には医療機関の紹介を行っている。

(イ) 陽性者フォローアップ事業

保健所の肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業の同意が得られたものに対し、医療機関受診の状況の確認や受診勧奨を行っている。また検査費用の助成（初回精密検査及び年度2回の定期検査）を実施している。

イ 肝炎治療促進事業

平成20年度から肝炎患者の経済的負担を軽減による早期治療の促進を図り、将来の肝硬変、肝がんの発症を予防することを目的に実施している。

表6 B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況（年度別） 単位：件

検査の種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
HBs抗原・抗体	122	19	37	68	42
HCV抗体	32	18	32	65	38

※平成27年度7月以降、HBs抗原検査のみ実施

表7 B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況（月別）

単位：件

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
HBs抗原	3	5	6	3	5	1	4	4	5	6	—	—
HCV抗体	3	5	5	3	5	1	3	4	3	6	—	—

※新型コロナウイルス感染症対応のため2～3月検査休止

表 8 年度別肝炎治療医療費助成申請件数

年度	総数	内訳	
		B型肝炎	C型肝炎
平成27年度	262件	191件	70件
平成28年度	213件	186件	13件
平成29年度	234件	198件	36件
平成30年度	230件	205件	25件
令和元年度	228件	213件	15件

(7) 麻しん対策

平成19年の全国的な麻しん流行を受けて、国においては、「麻しん排除計画」や「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定し麻しん対策を強化した。これに伴い感染症法が一部改正され、平成20年1月1日より麻しんは5類全数報告疾患となっている。

本県では、平成13年の「沖縄県はしかゼロプロジェクト委員会」を発足し、法律による定点把握のみならず、全数把握事業および麻しん発生時対応に基づく、初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等独自の麻しん発生全数把握事業を行っている。

(8) 風しん対策

平成25年には全国で累計14,357例の報告があり、風しんが全数報告疾患となった平成20年以降(平成20年～平成25年)では最も多い報告数となり、平成24年10月から平成26年3月26日までに、44人の先天性風しん症候群の患者が報告された。

上述の通り、平成30年7月以降の風しんの発生状況を踏まえ、厚生労働省により「風しんに関する追加対策」が取りまとめられ、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対する抗体価検査・予防接種が行われることとなった。

(9) 感染症対策研修会

薬剤耐性(以下、AMR)対策は、世界全体の保健医療における重要な課題の1つであり、国はAMRアクションプランを作成し同対策の推進を図っている。同プランの1つにAMR対策における地域連携ネットワーク構築があり、県・保健所は同ネットワーク構築の推進・補助を担うとされる。高齢化の進展に伴い、高齢者向け住まいおよび入所施設等が社会で果たす役割や医療機関との連携の重要性がますます大きくなっている。

令和元年度南部保健所が管内の高齢者向け住まいおよび入所施設等におけるAMR対策に係るアンケート調査を実施したところ、適切なAMR対策に係る知見を習得する機会確保に対するニーズが大きいことが明らかとなった。

そこで、管内の入所型老人福祉施設・介護保険施設等における施設内感染対策担当者を対象に、今後のAMR対策に資することを目的に研修会を行った。

①令和元年度（平成31年度）開催状況

日時：令和元年12月6日（金）13:30～16:00

場所：南部保健所2F大会議室

出席者：36名（23施設）

- 内容：1. 南部保健所管内入所型老人福祉施設・介護保険施設等における
薬剤耐性対策等に関するアンケート調査結果報告
2. 高齢者向け住まいおよび入所施設における AMR 対策
3. 消毒・洗浄／標準予防策／環境整備（講義＋実習）

（10）熱中症について

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることにより、対応調節機能がうまく働かなくなった結果、体内に熱がこもってしまう状態をいう。沖縄県では、県内23の定点医療機関の協力を得て、6月から9月までに発生した熱中症について今後の予防対策に役立てるため、発生状況を取りまとめ公表している。

南部保健所管内における令和元年度の熱中症発生状況は以下のとおりである。

- ・男女別では、男性143人（83%）、女性7人（4%）と男性の割合が多い（図2）。
- ・年代別では、10代～70歳以上の幅広い年代で発生している（図3）。
- ・発生場所別では、屋内で熱中症になった人が約23%の割合を占めている（図4）。

図1 熱中症発生年数（年度別）

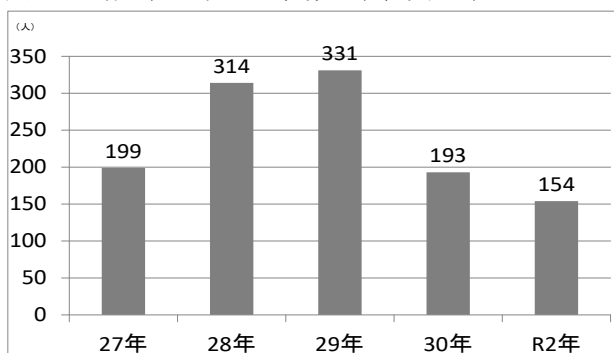


図2 男女別件数

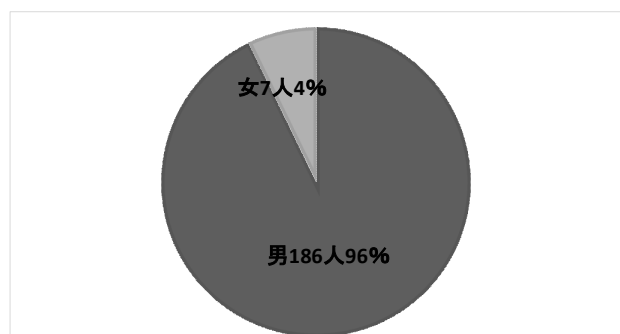


図3 年代別発生件数

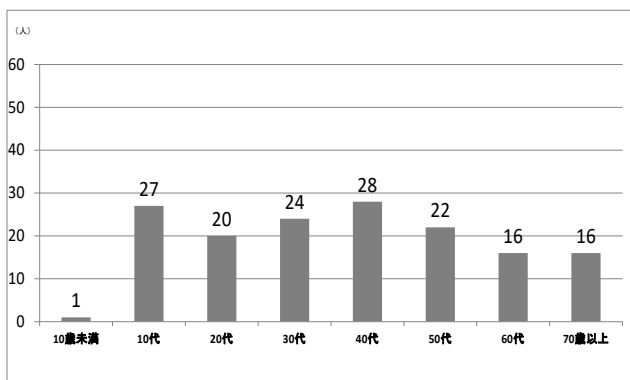
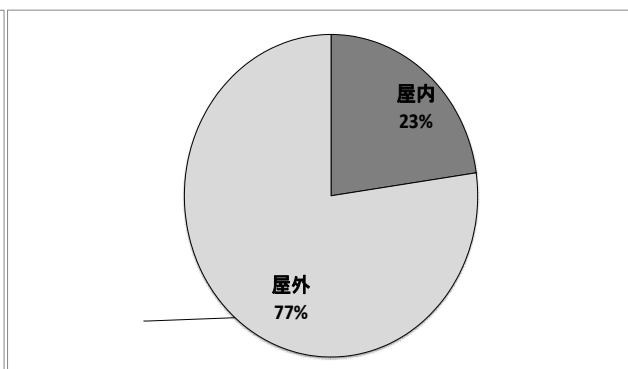


図4 発生場所別件数



(11) 令和元年度感染症トピックス

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された。世界保健機関（WHO）は、2020年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した。その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から3月11日新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明した。

沖縄県においては、令和2年2月14日に1例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生し、南部保健所管内では、6例の確定例が届出された（令和2年3月31日現在）。

4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方で労災補償の対象にならない方の救済を図ることを目的として、平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、中皮腫、石綿被害による肺がんにより療養している者及びその遺族に対して、医療費などの支給による被害救済が開始された。さらに、平成22年7月から著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚も救済対象に追加された。

独立行政法人環境再生機構が申請受付及び認定給付を行っており、保健所は申請窓口として、申請書を独立行政法人環境再生機構へ送付している。

令和元年度 申請件数：1件
相談件数：5件